

## 第1回愛知県子ども・子育て会議 議事録

### 1 日時

平成25年8月22日（木）午後3時から午後5時

### 2 場所

愛知県自治センター4階 大会議室

### 3 出席者

委員21名中20名

（出席委員）

伊藤聡委員、伊東世光委員、伊藤富士子委員、江川真実子委員、神谷常憲委員、神田久美子委員、久保田玲奈委員、後藤澄江委員、榊原輝重委員、柴田寿子委員、鈴木照美委員、鈴木小百合委員、津浦純子委員、中尾賢一委員、沼田治義委員、野田正文委員、福上道則委員、村井篤委員、望月彰委員、山本チヨエ委員

（事務局）

少子化対策監ほか

### 4 議事等

（後藤会長）

議事の（1）でございます。先ほどもお話がありました「あいち はぐみんプラン」の進捗状況について、事務局の方より説明をお願いします。

（事務局）

まず、「あいち はぐみんプラン」の進捗状況について御説明いたします。

資料2を御覧ください。

1の少子化の状況でございます。

上のグラフを御覧ください。ひとりの女性が一生の間に生む子どもの数を表す合計特殊出生率は、本県におきましても、昭和46-49年の第2次ベビーブームから低下傾向にあります。

平成2年のところに吹き出しで「1.57 ショック」と書かれています。これは平成2年に発表された平成元年の合計特殊出生率の全国数値1.57が、昭和41年、人々が出産を控える傾向のある「ひのえうま」の年でございますが、この年の数値1.58を下回ったということで、子どもの数の減少が、将来、経済の活力や社会のあり方に大きな影響を与えるということが、強く意識されたことを表した言葉です。

これを受け、少子化の流れを変えるため、国を挙げて総合的に施策が展開されましたが、その後も数値の低下が続きました。

そうしたことから、平成 19 年 3 月、本県では少子化問題に対する強い決意を表明するとともに、地域全体で取組目標を共有していくため、少子化対策推進条例を制定し、平成 22 年 3 月には、条例に基づく基本計画として「あいち はぐみんプラン」を策定したところです。

このような経緯の中、愛知県の合計特殊出生率は、平成 15 年の 1.32 を底に回復傾向にあります。しかしながら、平成 24 年は、1.46 と安定的に人口を維持できるとされている 2.07 を大きく下回り、依然として少子化傾向が続いております。この結果、下のグラフを見ていただきたいのですが、0 歳から 14 歳までの「年少人口」の割合は、平成 22 年の 14.5%が、30 年後の平成 52 年には 11.3%になると予測されており、社会制度の担い手不足等が懸念されています。

次に、資料右側の上から 7 行目からの「あいち はぐみんプラン」の概要でございます。

計画期間は、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間、基本目標を「県民が家庭を築き、安心して子どもを生き育てることができる社会の実現」と定めております。

「基本的な考え方」として、子育て期だけでなく、就職・結婚を含むライフステージに応じた取組を、市町村や NPO・企業等、多様な主体と協働・連携しながら推進することとしております。

計画の体系につきましては、ライフステージに応じた重点目標を 4 つ、一部には細区分を設けまして、更にその下に基本施策を 23 設けております。

また、計画を着実に推進し、的確な進行管理を行うため、重点チェック項目を、各基本施策ごとに 1 項目以上となりますが、全部で 32 項目設定しているところでございます。

それでは、これら重点チェック項目の平成 24 年度の進捗状況等について御説明いたします。

資料 3 を御覧ください。

1 ページ目は A 4 サイズの総括表となっており、最後に御覧いただきますので、まずは A 3 サイズの 2 ページを御覧ください。32 の重点チェック項目について重点目標ごとに区分して記載しております。

資料の作りですが、一番左に、32 の重点チェック項目名、また、計画策定時の現況と目標設定を記載しています。その右に、進捗状況と評価、更には評価の理由、これまでの推進状況及び今後の推進方策等を記載しています。

評価の目安ですが、左上に記載してございますが、計画の進捗は必ずしも毎年度同じペースで進んでいくものではございませんが、ひとつの目安として、単純に毎年度目標に向かって同じように推移していくと仮定した場合と比較をしまして、それを上回っているもの、若しくは、それと同水準で推移しているものを「◎」といたしました。

また、今申し上げた水準までは至っていないものの、目標とする水準に向かって推移しているものを、「○」印で示しています。計画策定時と同じ水準となっているものは、「△」、目標水準とは逆の方向に向かって推移してしまっているものは、「×」で示しています。

下の表に戻っていただき、中央のグラフは、今申し上げた、評価の目安について、イメージとしてグラフに表したものです。グラフの一番左が計画策定時の状況、一番右が目標で、その 2 つを直線で結んで毎年度同じように推移した場合の水準を示しています。そして、その間に黒く塗りつぶした棒が進捗状況となっております、水準と比較できるようにしています。

資料の一番右には、「重点チェック項目の進行管理について」という欄を設け、目標を達成した項目について、計画本体の目標設定とは別にその進行管理を行う内容を表示しているものです。

それでは、重点チェック項目の進捗状況等について、重点目標ごとに、御説明いたします。

まず、重点目標Ⅰの「若者の生活基盤の確保」でございます。

1番から4番までの4つの項目になります。

2番の「大学・短期大学卒業予定者の就職率」ですが、平成26年度の目標は、20年度の就職率96.4%を上昇させるとしています。平成24年度の大学・短大卒業者の就職率は93.3%と前年度より微増しましたが、20年度の就職率がリーマンショック前の高い水準ということもあり、目標達成は厳しい状況でございます。今後とも、新規求人の掘り起こしに努めるとともに、就職面接会を開催し、学生と企業とのマッチングの機会をきめ細かく提供するなどの対応を行っていくこととしています。

その他の3つの項目につきましては、おおむね順調に推移しておりまして、特に1番の「インターンシップを実施する（県立高校の）学校数の割合」につきましては、全ての県立高等学校においてインターンシップを実施することができましたので、目標の100%を達成しております。今後は体験者の増加と体験内容の充実も図っていくこととしております。

また、4番の「出会いの場を提供する活動団体数」につきましても、平成23年度に開設しました「あいち出会いサポート」ポータルサイト『あいこんナビ』を活用した積極的な広報や働きかけに努めた結果、婚活事業や結婚相談事業を行う団体が51団体となりまして、目標を達成しています。

今後も「実施団体数の毎年度増加」を目指してまいります。

次に、裏面3ページの重点目標Ⅱの「希望する人が子どもを持てる基盤づくり」でございます。

5番から8番までの4項目です。

4項目ともおおむね順調に推移しておりまして、5番の「ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業であります「ファミリー・フレンドリー企業の登録数」については、平成19年度に認証制度から登録制度へ移行したことなどにより登録企業数は順調に増加しておりまして、目標の800社に対して24年度は1,007社と目標を上回っております。

右にありますように、平成23年度に策定いたしました、「あいち仕事と生活の調和行动計画」では、年200企業の増加を目指すこととしております。

7番の「診療制限している病院の割合（産婦人科）」ですが、医師不足等により診療制限をしている病院の割合を平成21年度の24.6%から減らしていこうという目標に対し、平成24年6月の調査では22.7%と減少しました。今後も産科医確保のための事業を引き続き行い、目標を達成してまいりたいと考えております。

次に、4ページにまいりまして重点目標Ⅲ「すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援」のうち（1）の「子育て家庭への支援を充実する」です。

9番から次の5ページの16番までの8項目でございます。

10番の「一時預かり事業」から15番の「放課後児童クラブ」までが、保育及び学童保育関係の項目となっており、全て目標に向かって推移しているところですが、12番の「病児・病後児保育」、14番の「休日保育の実施箇所数」は目標数値に向けて増加しているものの目標水準には達していない状況となっておりまして、国庫補助単価の引き上げを要望しつつ、市町村に対して補助事業の活用を促すなどにより箇所数の増加をさらに図っていく必要があると考えております。

その他では、9番の自宅で子育てを行う家庭の保護者の孤立感や不安感を解消するためのネットワークである、「子育て情報・支援ネットワークの構築市町村数」について、目標水準には達していない状況となっておりまして、既構築市町村の事例を整理した上で、未構築市町村に働きかけを行うことにより、進

捗を図ってまいりたいと考えております。

次に、6ページを御覧ください。重点目標Ⅲのうちの(2)「子どもの健やかな成長を支援する」です。17番から次の7ページの23番までの7項目です。

17番の小児科において「診療制限している病院の割合」ですが、先ほどの7番の産婦人科と同様、医師不足により診療制限をしている小児科の病院の割合を減らしていこうという目標ですが、グラフにありますように、計画策定時より後退しております。が、新生児医療を担当する医師の手当に対する補助であるとか、小児の集中治療に習熟した専門医を養成するための研修事業に対する補助などの各種事業の実施により計画達成を図ってまいります。

次の7ページ23番の「子ども・若者支援地域協議会を利用できる県内の子ども・若者の割合」ですが、平成24年度の一宮市に続き、平成25年度には名古屋市が地域協議会を設置し、平成26年度には田原市と犬山市が地域協議会を設置する予定となっております。引き続き、市町村に対して地域協議会を設置するよう促してまいりたいと考えています。

その他の項目につきましては、おおむね順調に推移しておりまして、20番と21番の「小学校及び中学校における外部人材の学校年間派遣時間数」につきましては、平成24年度において小学校で2,502時間、中学校で1,086時間となっており、目標を上回っている状況でございます。生徒のニーズに応じた多様な学習活動に活用できたものと考えております。今後も、体験的な学習の内容の充実を図ってまいります。

また、22番の「(小学校における)スクールカウンセラーの配置校数」では、計画策定時(21年度)の70校を増加させるという目標を設定しておりますが、24年度では、スクールカウンセラーの配置校が173校となっており、推進が図られております。更なる「増加」を図ってまいります。

次に8ページの重点目標Ⅲのうち(3)の「配慮を要する子どもや家庭を支援する」です。

24番から28番までの5項目です。

全ての項目につきまして、おおむね順調に推移しておりまして、26番の「施設等入所児童に占める里親等委託の割合」につきましては、里親委託推進委員会を通じまして、各児童相談センターの担当者が情報の共有を図ることができたことなどから、目標の13%を達成している状況です。

右にありますように、平成22年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」において、26年度までの里親等委託率の目標数値が16%とされたため、その数値を目標としてまいります。

次に9ページの重点目標Ⅲのうち(4)の「子どもの安全な環境を確保する」です。

29番と30番の2項目です。

29番の「あんしん賃貸住宅の登録住宅戸数」でございますが、平成22年度末に国の制度でございます「あんしん賃貸支援事業」が廃止とされたことから、平成24年1月から本県の独自事業として「愛知県あんしん賃貸支援事業」を創設し、新たにこの制度に基づく登録制度を開始したところでございます。この新制度に基づく登録戸数は、24年度1,623戸と、国制度時の21年度2,557戸には届いておりませんが、順調に増加しております。

30番の「県管理特定道路におけるバリアフリー化の割合」につきましては、92%の達成状況となっております。平成24年度までの目標100%を達成できませんでした。

なお、平成27年度までにバリアフリー化を達成するという方針で事業を進めてまいります。

最後の重点目標Ⅳの「子どもは社会の希望・未来の力、地域・社会の子育て力をアップする」ですが、9ページ下の、31番と32番の2項目です。

31番の「防犯ボランティアリーダーの養成人員」は22年度と23年度の2か年で累計1,000人のボラ

ンティアリーダーを養成する目標でした。23年度までに1,564人を養成いたしまして、目標の1,000人を達成しております。

右にありますように、「あいち地域安全戦略2015」で、平成24年度から27年度までに2,000名の防犯ボランティアリーダーを養成する目標として引き続き事業を進めております。

最後の32番「子育て家庭優待事業の実施市町村数」です。子育て家庭等が、はぐみんカードを提示することにより協賛店等が設定する様々な優待が利用できるというもので、市町村と協働して実施しておりますが、平成23年4月から県内全ての市町村で事業を実施することができております。

新たな目標として、毎年度、250の新規協賛店舗を目指しているところでして、平成24年度は、新規協賛店舗が276店舗であり、目標を達成しております。

平成24年度までの進捗状況等を順次説明してまいりましたが、1ページにお戻りください。重点チェック項目全32項目それぞれの評価区分を集計したものが、一番上に記載してございます。

目標に向かって推移していない「×」の項目も4つほどございますが、「◎」が23項目と、32項目の重点チェック項目の7割を占めていますことから、おおむね順調に推移しているのではないかと考えているところです。

説明は、以上でございます。

(後藤会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、みなさまから御意見や御質問などございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

御意見、御質問はないということでもよろしいでしょうか。

続きまして、議事(2)の「愛知県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

最初に資料4を御覧いただきたいと思っております。

まず、1の子ども・子育て新制度について説明いたします。

(1)の経緯に書いてありますとおり、昨年8月に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として子ども・子育て関連三法が成立し公布されました。これに基づき、平成27年4月から子ども・子育て新制度が本格施行されることが予定されています。新制度の施行に向けまして、基本指針、各種基準、公定価格の体系等々の制度設計について議論するため、国におきましても今年の4月に子ども・子育て会議が設置され、現在までに5回開催されているところです。7月26日の会議では基本指針案が了承されました。基本指針案については後ほど資料5で説明いたします。また、今年度末までに、認可基準等、関係政省令が公布される予定です。

続いて、(2)の子育てをめぐる現状を御覧ください。課題としまして3つ掲げています。課題のひとつとしまして、親の就労状況に関わらない、質の高い幼児教育・保育の確保。家庭や地域での子育て力の低下、待機児童の解消及び子ども減少地域の保育確保。こうしたものが子育ての課題として挙げられています。

(3)の新制度の内容ですが、こうした課題の解決に向けまして、新制度では①から③の内容に取り組むこととしています。まず①として、幼稚園と保育所の良さを合わせ持つ「認定こども園」の普及、②相談や一時預かりの場の増など、地域のニーズに応じた多様な子育て支援充実のための財政支援、③認定こども園、保育所等の計画的整備、少人数の子どもに対する保育等への財政支援という内容になっています。

具体的に見ていきますと、下に5つ挙げられています。その中でも大きなものとして挙げられるのは、幼保連携型認定こども園の認可・指導監督、今までは幼稚園につきましては文部科学省、保育園については厚生労働省と系列が分かれておりましたが、認可や指導監督について一本化がされることとなります。あわせまして、認定こども園、幼稚園、保育所の給付が施設型給付ということで一本化され、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育につきましては、地域型給付ということで創設されます。また、地域の子ども・子育て支援の充実も図られ、こうした事業を行うために、消費税率が引き上げられて、1兆円超程度というところでありますが、国の方で恒久財源を確保することとしております。

右に移っていただきまして、市町村、都道府県、国の役割でございますが、今後は、基礎自治体である市町村が新制度の実施主体となります。市町村は地域のニーズに基づきまして「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、給付・事業を実施します。あわせまして、地域型保育事業の認可を行うこととなっています。また、国・県は、市町村を重層的に支える位置づけとなっております。県においては、市町村を支援するための「子ども・子育て支援事業支援計画」を作成し、保育所等の認可を行うこととなっています。

次に、2の子ども・子育て支援事業に係る計画でございますが、都道府県と市町村は5年を1期として定める計画を策定することが義務付けられています。

資料5を御覧ください。資料5は基本指針の概要の抜粋版でございます。

まず右上を見ていただきたいと思えます。市町村が策定します子ども・子育て支援事業計画のイメージです。まず最初に市町村が行うのが、子育て家庭の状況とニーズを把握してもらうこと、横長の丸のところにある需要の調査を行い、把握をしまして、現在の利用状況とあわせまして、どれだけ県民の方々のニーズがあるのかという「量の見込み」を出します。そして、量の見込みに見合う「確保方策」を決め、5年間の計画を明記します。

計画的な整備を行う中で、まず給付事業でございますが、施設型給付としまして、認定こども園、幼稚園、保育所があります。地域型保育給付としまして、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業があります。

地域の子ども・子育て支援事業としまして、子どもの相談をうけたり、親御さんの交流を行う地域子育て支援拠点事業、一時的に子どもを預かる一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、そして小学生の子どもを預かる放課後児童クラブ、そうしたものが新制度の対象となる事業です。

3が、都道府県の子ども・子育て支援事業支援計画のイメージです。

都道府県は市町村の計画の積みあげを原則としながら、広域調整を行っていきます。あわせて、保育士等の人材確保・質の向上、専門知識を要する支援等を計画の中に記載していきます。

簡単でございますが、それぞれの計画のイメージについては以上です。

資料4にお戻りください。

資料4、3の次期「あいち はぐみんプラン」との関係をお覧いただきたいと思えます。

「あいち はぐみんプラン」については、平成 26 年度を最終計画年度としておりまして、27 年度からは新たな計画を策定する必要があります。「はぐみんプラン」は子育て期だけでなく、就職・結婚を含むライフステージに応じた計画でございますので、「はぐみんプラン」は、子ども・子育て支援事業支援計画の内容を包括していくものと考えています。

また子ども・子育て支援事業支援計画も平成 27 年から 5 ヶ年、31 年度までが計画期間ですので、ちょうど次期はぐみんプランの計画期間とまったく同じ計画期間であることから、両計画を一体とした形で策定する予定です。

4 の今後のスケジュールですが、今年度は、県民の方々の意識調査を実施したいと思っています。あわせて、市町村ではニーズ調査を行い、調査のとりまとめを行いながら、把握した県民の子育てに関する意識や子育て支援に関するニーズなどを分析し、計画策定のための準備を行っていきます。来年度は市町村と定期的に調整を行いながら、また子ども・子育て会議で意見を伺いながら、県としての計画策定作業を進めまして、あわせてパブリックコメントなど行いながら、来年度中に計画を作成する予定です。

次のページに具体的なスケジュールを載せています。真ん中に愛知県と書いてありますが、今日 8 月 22 日、第 1 回子ども・子育て会議を開催させていただいています。27 日には、市町村の説明会を開催いたします。県としては、9 月から県民意識調査を開始する予定であり、市町村では、説明会を受けてニーズ調査を行い、12 月までにニーズ調査を終了し、単純集計結果を県に報告してもらうこととしています。来年の 1 月からは、市町村との調整を行っていきます。また、県民意識調査は 2 月には終了し、次回の 3 月に開催される第 2 回子ども・子育て会議の場でニーズ調査の結果を元にした、計画の骨子案をお示しする予定です。

来年度につきましては、3 回の子ども・子育て会議を開催する予定です。最終の 5 回目には、計画の最終案をお示しし、御意見をいただきたいと思っています。

続きまして、市町村が行うニーズ調査について、資料 6 で御説明します。

制度上の位置付けを御覧ください。市町村が計画を策定する上で把握する「量の見込み」は、「現在の利用状況」と「今後の利用希望」を踏まえて設定するものです。「今後の利用希望」を把握するために行う調査がニーズ調査です。

利用希望などの把握にかかる考え方の(1) 利用希望の把握の主体の①を御覧いただきたいですが、国は、各市町村の「量の見込み」が適切に設定されるよう、利用希望の把握方法のひな形を提示しています。各市町村は、そのひな形を踏まえて具体的な内容を決定するというのが国の考え方です。

県の計画を策定し、広域調整を行うためには、県として、ニーズ調査の中である程度の必須項目を設定していく必要があると考えていますので、必須項目を作って、市町村の方に報告をお願いしたいと考えています。続いて、(2) 利用希望の把握方法の①対象者です。新制度は、「幼児期の学校教育」・「保育」・「地域の子育て支援」の 3 本柱ですので、原則として調査は就学前の子どもさん、0～5 歳の子どもをお持ちの保護者の方に対して調査を行います。資料の裏面に移りまして、今回の新制度の中には放課後児童クラブ、いわゆる学童保育が入っておりまして、小学生を対象とした制度です。したがって、放課後児童クラブにつきましては、5 歳以上の就学前の子どもを基本としますが、地域の実情を踏まえまして、自治体の判断で学齢期のお子さんをお持ちの保護者の方にも、利用希望調査を行ってニーズを把握することは構わないと考えております。

②把握方法は、対象年齢の子どもがいる世帯への抽出調査の形で実施をしております。具体的な抽出

方法は各市町村において設定することとしています。

留意事項としまして、④検討に際して考慮すべき点ですが、実際の必要量よりも見込み量が多く出る傾向があるとの意見が国の子ども・子育て会議で出ました。そうしたことも踏まえて、国においては、年内を目途にニーズ調査の結果を「量の見込み」につなげるための作業手引書を作成する予定です。

調査票のイメージを数ページに渡って書いています。詳しくは後から御覧いただければと思いますが、保護者の方の就労状況、定期的なお子さんの教育・保育事業の利用状況、子育て支援事業の利用状況、休日・病気の際のお子さんに対する対応、何か突発的に預かってもらわなければいけないときの状況、小学校就学後の放課後の過ごし方について、現状並びに希望も含めた形でのニーズ調査となっています。

私からは以上でございます。

(後藤会長)

ありがとうございます。

今日欠席の永田委員から、事前に御意見をいただいているとのことですので、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

永田委員からです。「小学校の保護者の方でも、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育てに対して悩んでいても、どこに相談していったらいいのかわからなくて、保護者会の時に、相談されることが多くなってきているように感じています。また、仕事と子育ての両立がうまくいかない場合、小学校の段階で子どもが不登校傾向を示し、育ちなおしをしなければいけない家庭があり、スクールカウンセラーなど専門機関に相談しながら、家庭を見守っている状況があります。

子ども・子育て支援新制度の目的が達成できるように願っています。すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人一人の子どもたちが健やかに成長できるように、また、安心して子育てできるように、地域のニーズにあわせた支援を推進して行ってほしいと思いました。」との御意見をいただいております。

(後藤会長)

ありがとうございました。永田委員の御意見をご紹介いたしました。

みなさんのほうから、御意見、御質問などございますでしょうか。

(伊藤聡委員)

質問ですが、資料4について、1(3)③「認定こども園、保育所等の計画的整備」とありますが、この「保育所等」の「等」の意味と、資料4の右側の方の(市町村、都道府県、国の役割)の2つ目の○の「また、計画との整合性を確保しつつ、保育所等の認可を行う」とあるんですが、この「保育所等」のそれぞれの意味を教えてください。

(事務局)

保育所等の等でございますが、幼稚園も含まれます。また、小規模保育等の地域型保育事業も含まれます。

それから右側の「計画との整合性を確保しつつ、保育所等の認可を行う」ですが、計画につきましては、市町村の計画の積み上げが元になります。まず、需要と供給体制を計画に入れ込み、計画的に整備してい

くのですが、需要が供給を上回っているときには、原則基準を満たしていれば認可を行います。逆に、供給が需要を上回っている場合には、調整をさせていただくことになります。

(伊藤聡委員)

後半の保育所等の等について教えてください。

(事務局)

認定こども園、保育所、幼稚園のことです。

(伊藤聡委員)

保育所、認定こども園、幼稚園ということですね。この場合認可を行うところはどこになるのでしょうか。というのも、今回計画策定の中に、幼稚園が選べるだけでも、幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園の3つあります。保育所が選べる中に、保育所、保育所型認定こども園、5つ選ぶ場所があるんですね。それぞれの認可がどこで行われるか教えていただきたいと思います。

(事務局)

認定こども園と保育所の認可は子育て支援課で行ってききましたので、今のところ同じように行う方向で考えています。幼稚園の認可につきましては、庁内の調整がとれていませんので、今までどおり私学振興室になるのかは未定です。

(伊藤聡委員)

幼稚園型認定こども園についても同じでしょうか。

(事務局)

はい。まだ調整はできておりませんので。

(伊藤聡委員)

幼稚園というのは学校教育法だったり、私立学校法があって、私学審議会もあって、いろいろあるのでできるのでしょうかという気もするのですが。

(事務局)

今後の調整事項として検討してまいりたいと思っています。

(伊藤聡委員)

わかりました。

もうひとつ教えてください。各市町が需要を把握する。3歳以上の保育や教育を必要とする子の需要を把握することなのですが、私立幼稚園の場合、各市町を越えての通園ということがありますよね。こういう場合に、利用調整というのは県の方で主導的にやっていかれるのか、おうかがいしたい。

(事務局)

今と同じような質問が国から県への説明会のときにもありまして、市を越えた広域調整をするのがいいということが回答されています。

(後藤会長)

ありがとうございました。幼稚園の視点から質問をいただきました。他に、別の視点から皆様から質問をいただけますでしょうか。

(望月委員)

資料6の「2 利用希望などの把握にかかる考え方について」(2)利用希望の把握方法「幼児期の学校教育」「保育」「地域の子育て支援」の3本柱とは、これまでは「幼児期の学校教育・保育」ということばで包括していたのですが、今回は学校教育と保育と別に取り扱っています。認定こども園などは学校教育と保育と一体化するものといっているのです、この表現で良いのだろうか。3本柱という表現を使うのであれば、個人給付の導入、たとえば幼稚園であれば私学助成として施設に対する助成があったものが利用者の親に対する個人給付となるという転換がひとつの大きな柱と思うので、それを含めた3本柱ということであればわかるのですが。

(事務局)

この資料は、国の資料をそのまま使っているものですが、私たちも「幼児期の学校教育・保育」でひとつ、「地域の子育て支援」でひとつ、と考えています。

(後藤会長)

整理の仕方なのでしょうか。この考え方について私たちも確認してまいりたいと思います。

新しい話ですので、決まっているところと、まだ十分調整できていないところと、いろいろありますので、皆様から御意見をいただいて、総合的に考えていくことが大事だと考えております。お気づきの点がありましたら出していただければと思います。いかがでしょうか。

(伊東委員)

基本指針の中に「特定教育・保育施設」という表現が出てきます。特定というものが法律の27条にあるらしいのですが、保育は保育のままで残ってもいい、認定こども園にもなる、保育所型にもなる、と説明が前と変わってきているようです。この辺についてわかっていることがあれば教えてください。

(事務局)

特定教育・保育というのはいわゆる認定こども園や新制度における幼稚園、保育所のことで、新制度における施設のことだと認識しています。幼稚園については、新制度に乗らないものもありますし、これからもでてきます。

(伊東委員)

施設給付があるものが特定教育・保育なのですね。とすると、施設給付というステージに乗らないのは、

幼稚園だけということなののでしょうか。保育所はどのようなのでしょうか。

(事務局)

幼稚園だけです。

今の御質問については再度まとめまして、全委員さんにお配りさせていただきたいと考えています。

(後藤会長)

いくつか言葉遣いがあると思いますので、事務局で整理して、またよろしくをお願いします。

他にございますでしょうか。

(伊藤聡委員)

来年、新しい幼保連携型認定こども園の認可基準を条例にすることが計画に書かれていたかと思えます。これは6月にそのまま会議に出てくるのか、それともなんらかの形でお示しされるのか、この辺はどのようなのでしょうか。

(事務局)

認定こども園条例を一部改正する予定があります。できるだけ骨格の状態委員さんにお示ししたいと思います。第3回目の子育て会議は6月を予定していますが、この時点では基準等がまだ条例で出せる状態ではない可能性もあります。が、事前にこういった形で考えているということをお示ししたいと思います。

(伊藤聡委員)

こんなことを申しますのは、新しい支援法によって、幼稚園が学校教育法1条から外れる。一体教育とは何かということ考えたときに、いわゆる私ども幼稚園は基本的には認定こども園になりなさいよ、施設給付を受けなさいよ、となったときに、本当に子どもたちに良質な教育を受けさせることができるのだろうかということを危惧しています。

それを考えたときにやはり基準というものが大事でしょうし、その辺がどうなるのか、県の方において基準が条例で決まり、認可基準が決まるのであれば、その辺でよりよい方向性に行ってほしいと思っております。よろしくお願い致します。

(後藤会長)

ありがとうございました。他によろしゅうございますか。次に、議事(3)の「少子化に関する県民意識調査について」事務局から報告をよろしくお願いたします。

(事務局)

少子化に関する県民意識調査について、御説明いたします。資料7を御覧ください。

1の「調査の目的」ということですが、市町村が「量の見込み」を設定するために実施するニーズ調査とは別に本県が実施するものです。本県における子育ての現状や少子化対策に関する県民の意識等を把握するために行い、次期「あいちはぐみんプラン」策定のための基礎資料とするものです。

3の「調査の概要」に記載してありますように、現在の「あいち はぐみんプラン」策定時に実施した「県民意識調査」と同様の方法により調査を実施するものです。

スケジュールにつきましては、4のとおり、この「子ども・子育て会議」で調査項目について御意見をいただきまして、調査内容を確定した上で、10月に調査を実施し、その後集計し取りまとめを行って、3月には調査結果を御報告させていただきたいと考えております。

調査項目についてですが、5を御覧ください。

前回の調査と経年比較をしたいと考えておまして、前回の調査項目を基本とし、最近の情勢や新制度におけます「子ども・子育て支援事業支援計画」の策定に当たり、必要な項目などを追加した設問内容としています。

追加した調査項目ですが、資料の右上を御覧ください。

まず、①ですが、少子化対策で、県として特に重点的に取り組むべき施策を問う設問を追加しております。平成23年に実施しました県政世論調査において、同様な質問をしており、経年比較ができるものです。それが、6の調査項目（案）の1「少子化に関する意識」の下線部分「3「安心して子どもを生み育てることができる社会」のための施策」につきまして、追加しております。

次に、②ですが、子育てについての意識等の状況だけでなく、出産を契機とした実際の「働き方」、「日ごろの自分の時間の過ごし方」の変化について問う設問を追加しています。それが、6の調査項目（案）の2「子どもがいる人の子育てに関する意識」の「14 子どもが生まれてからの時間の使い方」という項目を追加しています。

次に、③ですが、超少子高齢社会で、労働人口が減っていくという状況ですので、社会の活力を維持し、更に向上を図るためには、女性の能力が生かせる社会環境となっているかが重要です。職場環境やワークライフバランスに関する設問を追加しています。それが、6の調査項目（案）の4「ワークライフバランスに関する意識」の24～27の設問です。

次に、④ですが、生涯未婚率が男女ともに上昇し続けている現状があるため、結婚支援の施策を問う設問を追加しています。それが、6の調査項目（案）の5「期待する少子化対策」の「28 結婚を支援する施策」であります。

変更した調査項目ですが、子育てに係る制度の設問につきましては、新制度の事業区分に合わせ、選択肢の並びを整理しなおして、前回調査時に記載のなかった認定こども園などの項目を追加しています。

それでは、追加・修正のある項目につきまして、個別に御説明させていただきます。

資料8を御覧ください。

資料の構成ですが、一番左に「テーマ」、その次に今回実施する「県民意識調査の（案）」、それに対照して、前回、平成20年度に実施しました「県民意識調査」の内容を記載しておまして、一番右に、調査項目の基礎としています、国あるいは県で実施した調査名を記載しております。

まず、今回実施する「県民意識調査（案）」の問2であります。選択肢6の「その他」ですが、自由記載が出来るように（ ）書きを追記しています。以下、全ての調査項目で同様の修正をしています。

問3であります。先程、御説明しましたが、少子化対策全般の中で重要な施策を問う設問を追加しています。平成23年県政世論調査の調査項目です。

2 頁を御覧ください。

問 5 であります。一番右の備考欄に記載していますように、この設問は「少子化社会に関する国際意識調査」を基礎としておりまして、前回県民意識調査で参考とした平成 17 年の国際意識調査後に平成 22 年に調査が実施されております。したがって、直近の調査項目に合わせる形で選択肢を修正しています。

3 頁を御覧ください。

問 6 であります。回答しやすいように選択肢を修正しています。

問 8 であります。女性が働く上で問題となっていることについて、結婚、出産、育児のため仕事を辞めた人も含め、全員への設問に修正しています。また、選択肢の 10～13 について、前回調査で分かりにくい部分がありましたので、回答しやすいようにより具体的な記載に修正しています。

4 頁を御覧ください。

前回調査の問 10 と問 11 ですが、調査項目数について、回答者の負担、回収率を考慮し、前回並みの 41 項目としております。今回新たに追加する項目がございますので、必要性を検討して削除しています。

問 12 については、調査の最後にあります属性の項目へまとめる形で変更しています。

5 頁を御覧ください。

問 9 であります。記入者の負担を考慮し、数字での記入を選択問題に変更しています。

問 10 であります。子育てに関する意識を問う設問であり、前回の子どもをもっていると仮定した設問ではなく、子どもを持っている人に限定した設問に変更しています。

6 頁を御覧ください。

問 11 であります。問 10 と同様に、子どもを持っている人に限定した設問に変更しています。

8 頁を御覧ください。

問 14 であります。子育てについての意識等の状況だけでなく、出産を契機とした実際の「働き方」、「日ごろの自分の時間の過ごし方」の変化について問う設問を追加しています。

9 頁を御覧ください。

問 15 であります。男女共同参画の観点から、「夫が参加している」を「夫が行っている」という表現に変更しています。

問 16 であります。10 頁を御覧ください。

選択肢につきまして、新制度をふまえた事業名、事業区分に整理しなおしております。なお、選択肢に ( ) 書きを付し説明を加えておりますが、回答者が選択に迷わないように、各施設や事業についての用語解説を別途準備いたします。

11 頁を御覧ください。

問 17 であります。問 16 の子育て関係制度の設問と重複をなくすため、選択肢を整理しています。具体的には、前回調査の問 19 の選択肢 4 「企業が従業員のために作った託児所」、今回調査の問 16 で記載しておりますので削除し、直近の国調査を参考として選択肢を修正しています。

12 頁を御覧ください。

問 21 であります。設問の趣旨を違えることなく前回 2 つの設問をひとつにすることができますので、まとめて 1 つの設問にしています。

問 22 であります。今回新たに追加する項目がございますので、必要性を検討して削除しています。

13 頁を御覧ください。

超少子高齢社会で、労働人口が減っていく中で、女性の能力が活かせる社会環境となっているかが重要でありますので、問 24 から、次のページの問 27 まで、ワークライフバランスに関する設問を追加しています。仕事と生活のバランス、仕事に対する目的意識、子育てをする人に働きやすい職場かどうか、また、働きやすくない場合のその理由を問う設問としています。

問 28 であります。生涯未婚率これは、45～49 歳と 50～54 歳未婚率の平均値で 50 歳時の未婚率ですが、男女ともに上昇し続けている現状があるため、結婚を支援する施策を問う設問を追加しています。

15 頁を御覧ください。

問 29 であります。出産育児一時金、これは健康保健法に基づく保健給付でして、出産に要する経済的負担を軽減するため、支給される制度ですが、この支給金額が、前回調査以降に変更になったことから修正しています。

問 30 であります。基にしております「少子化社会に関する国際意識調査」の直近の調査項目に合わせる形で選択肢を修正しています。

16 頁を御覧ください。

問 32-2 であります。前回調査後（平成 21 年 2 月）に毎月 19 日を「はぐみんデー」と定めており、また、平成 23 年度に実施した県政世論調査との経年比較を行うため、設問を追加しています。

17 頁を御覧ください。属性に関する設問です。

問 36 と問 39 ですが、回答者が答えやすいように、選択肢の追加、( )書き等説明を追加しています。

問 40 ですが、前回調査の問 17 の 3 歳未満児の状況を問う設問をこちらに移しまして、子どもの人数、年齢等を問う設問を追加しています。

(後藤会長)

ありがとうございました。それでは、こういった県民意識調査を実施するという事で、素案について、以前の調査との変更点について御説明いただきましたけれど、何か御意見などあればお聞かせいただければと思います。

(鈴木委員)

回答するときに、「2 つ以内、3 つ以内」などと書いてあるが、回答の個数に限りはあるのでしょうか。

(事務局)

ベースにしている前回の調査で「2 つ」や「3 つ」という設定をしているので、なるべく同じ条件で前回の調査との比較をしていきたいと考えておりますので、前回の調査内容と条件を変えないように、その設問の個数としています。

(鈴木委員)

市町村はニーズ調査、県の方は意識調査ということで、3,000人の方に調査をするということですが、前回のときの回収率はどのくらいなのでしょう。

(事務局)

前回の回収率は48%前後です。

(鈴木委員)

とすると、前回は、1,500人くらいの方にご回答いただいたということですね。

もうひとつ、市町村では、0～5歳のお子さんをお持ちの方に調査をするということですが、県の方はこれに限らず、これから結婚したい方や、まだお子さんがいらっしゃらない方にも調査をするということで、これはとても良いなと思いました。

(伊東委員)

(問5)について0人と上で書いた上で、13の選択肢は傷つくと思うので、「今のところ授からないから」という形に変えてはどうでしょうか。

(事務局)

配慮していきたいと思います。

(後藤会長)

時代によって配慮すべきものも変わってきます。またチェックいただければと思います。ほかにございますか。

(柴田委員)

無作為に調査するということがありますが、縁組された方は書くことができると思うけれど、養育のお子さんで小学生のお子さんの場合もあると思うのですが、この場合はどう答えればよいのでしょうか。保護者保育者として書けばよいのでしょうか。保護者養育者ではあっても親ではないので。

私も4人養育していて、この場合は同居人という扱いになるのです。養子縁組すれば別なのですが…住民票上も同居しているという扱いとなるのですが、たとえば、2ページ目のところ、(問4)では、「同居している」というところには人数が書けるのですが。

(事務局)

ここにはふれていませんが、回答者の感性で書いていただければと。

(柴田委員)

とすると、回答者の感性、その人が子どもだと思ったら子ども、同居人と思ったら同居人と書けばよいということですか。

(野田委員)

回答者の感性で答えてOKとすると、基準が回答者に任せられる。それはいかがなものか。やはり委員会としてひとつ規定されたほうが良いと感じます。回答者によって違う基準になる、里親が違う基準となるのは、それは違うかなと。

(柴田委員)

ありがとうございます。里親にとって子どもを同居人と呼ぶのはつらいことなので、できればどこかに書くなど方法があればうれしいと思います。

(後藤会長)

今のことをふまえて、里親等を含むとか、再検討いただいて、書くことができるようであれば入れ方を検討、全体の留意事項ですとか、委員の意見を聴きながら検討していただきたいと思います。

時間も迫ってきましたが、あとから質問も受け付けるということですが、まだ質問があれば受け付けますので、御意見があれば。

(野田委員)

(問 15) ですが、「夫」とありますが、配偶者のいらっしゃる男性、たとえば父子家庭の場合はどうなるのでしょうか。この調査は世帯主に届くのでしょうか。

(事務局)

男性がどれだけ関わっているか答えていただく設問なので、男性であれば自分が、女性であれば配偶者がいれば書いていただくと意味です。世帯主ではなくて、特定の個人に届く調査になります。

(後藤会長)

男女共同参画の観点から、もう一度文言等を見直していただけるといいかなと思います。

(津浦委員)

数点要望させてください。

(問 6) ですが、「仕事を辞める理由」とあるのですが、今本人の意思で辞める場合だけでなく、制度がないなどで意に反してやめることもあります。そういう視点がどこかに入らないかというのが一点。

(問 18) に「育児休業を取得しなかったのはなぜですか。」という設問があるのですが、今マタハラという言葉もあるように、上司が退職しなさいと勧めてくるような例もあるので、それは実際法律では禁止されているのですが、そういった例は労働相談でも聞くので、「その他」では書けるがそういう視点もあるとよいなと。

(問 28) の結婚を希望する人の結婚の支援という項目について、「安定した雇用機会を提供すること」とあるのですが、機会だけでいいのかなと思ひまして。非正規の問題などあって、正規で働けない人もたくさんいるので、そうすると結婚しにくいので、機会だけではなくて正規で安定した職につける、そういったことも必要ではないかと思ひます。

最後の判断はお任せします。

(後藤会長)

働く場の課題から御意見をいただけたかと思えます。

まだ、おそらくいろいろな御意見があるかとは思えます。最終的には様々な御意見をふまえながら、総合的な調査としていきたいと考えておりますので、皆様方お気づきの点などありましたら、また出していただけたらと思えます。

最後に、その他とあります。これについて何かございましたら、せっかくの機会でございますので、お気づきの点などありましたら、御発言ください。いかがでしょうか。

(望月委員)

この愛知県子ども・子育て会議は、社会福祉審議会の中に、児童福祉専門分科会と2枚看板で開催されているわけですね。当然労働問題だとか、医療であるとか、特に児童福祉の問題だけではない、たとえば教育政策などとの関連について、ここでの意見がほかにも影響がないといけないと思えますし、そういったしくみを、影響力をどう担保するか、どういうインパクトを児童福祉以外の分野にも出すか、担保されるのか、そういったあたりについてお聞きできれば。

(事務局)

本日も子育て支援課の担当だけでなく、後ろには産業労働部ですとかいろいろな部局の職員が同席しております。議題1で御報告したはぐみんプランにつきましても、教育委員会ですとか、就労の関係、児童福祉だけでなく、オール県庁、あらゆる部局が推進していくものだと考えておりますので、子ども・子育て施策だけでなく、少子化について幅広い御意見をいただければありがたいと思っております。

(後藤会長)

本来ならばおひとりおひとりから意見をいただきたいところですが、御意見いただけなくて申し訳なかったですが、時間が参りましたので、ここで会議を終了させていただきたいと思えます。

委員の皆様には、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

限られた時間で行ったので、他にお気づきの点などございましたら、手元の様式を御活用いただきまして、特に、意識調査の内容、資料4や6につきまして、メールやファックスで御意見をお寄せいただければと思えます。最終的には愛知県の子どもたちの幸せのためにどんな支援計画とすればよいかを考えていくこととなりますので、お気づきの点などありましたら、是非お寄せください。

また、事務局には、委員の皆様の御意見を生かし、計画を作っていたいただければと思えます。

議事録署名人

印

議事録署名人

印